

「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」課題の整理・検討③

② 支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービスの充実

(2) 地域における障害児支援の充実

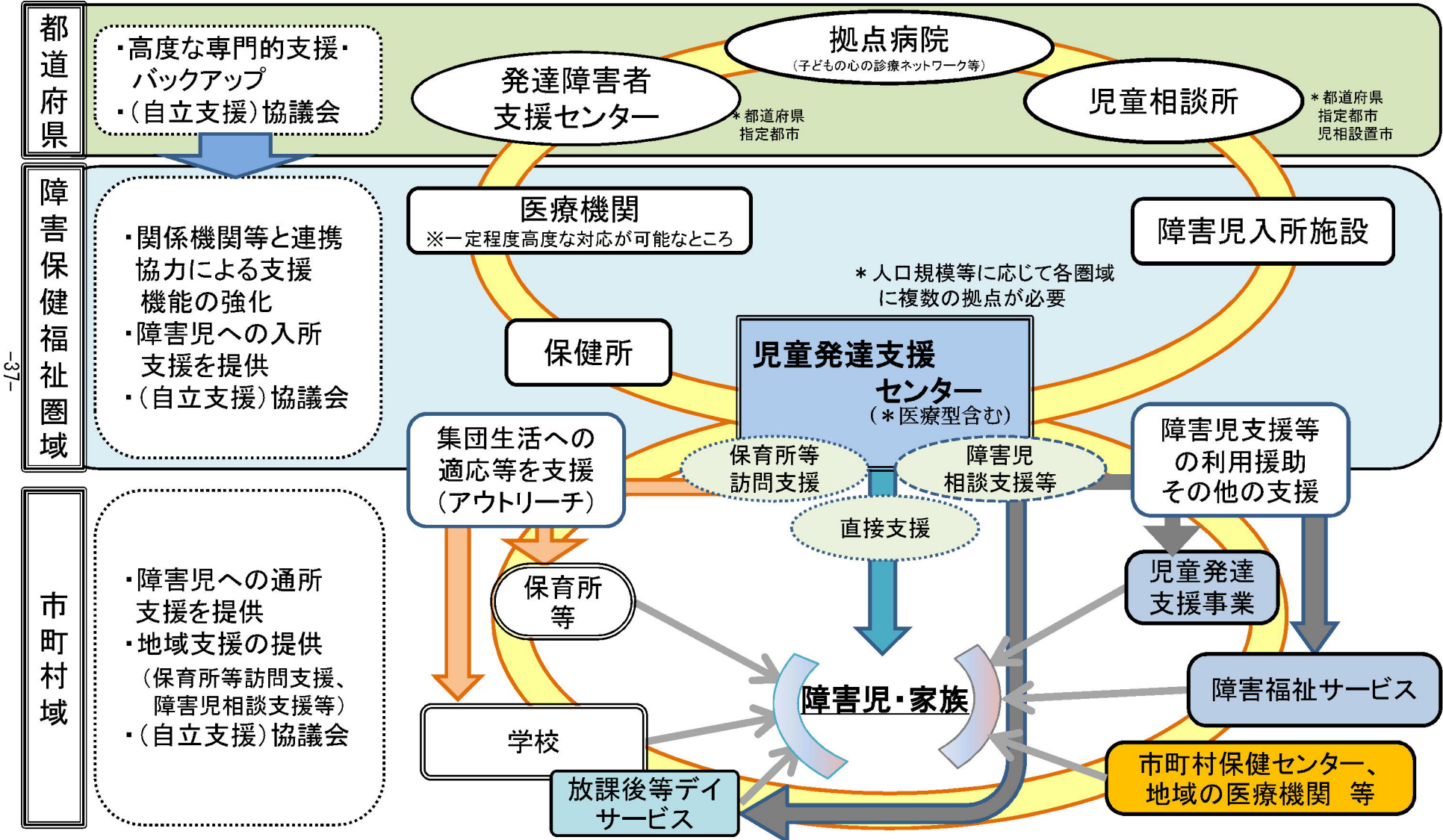
障害児(医療的ケア児を含む。)や家族への相談対応、保育所等の子育て支援施策への専門的なバックアップ及び身近に利用できる通所・短期入所サービスなど、地域における支援の充実が必要

【検討の視点(案)】

- 障害児支援の体制整備を進めるための方策について
 - ・ 児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築
 - ・ 一般的な子育て支援施策への専門的なバックアップ
 - ・ 身近な地域で利用できる障害児通所支援等の充実
- 子育て支援施策や母子保健施策等との連携を進めるための方策について

障害児の地域支援体制の整備の方向性のイメージ

各地域の実情に応じて、関係機関の役割分担を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要。



【出典】 今後の障害児支援の在り方について (報告書)
 [厚生労働省 今後の障害児支援の在り方検討会 (平成26年7月16日)]

第1期障害児福祉計画の策定について

■「障害児福祉計画」の策定義務化

- 「障害福祉計画」に障害児支援についても定めるよう努力義務化〔H26〕
⇒ 「第4期障害福祉計画」(H27～29年度)に規定
- 児童福祉法改正(28年6月)により、「障害児福祉計画」の策定義務化

■「第1期障害児福祉計画」(H30～32年度)の策定

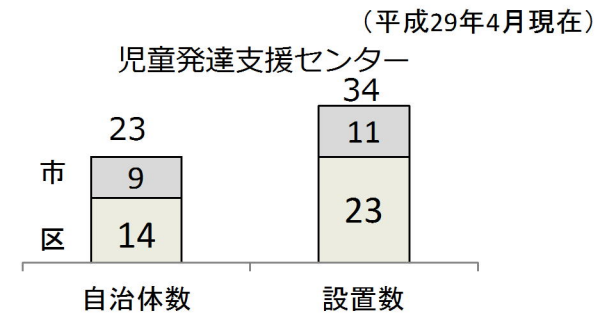
東京都障害者施策推進協議会において審議
 ※「第5期障害福祉計画」と一体のものとして策定
 <スケジュール>
 7～12月:テーマ別専門部会(6回) → 1月:提言 ⇒ 計画策定

【国基本指針】

■成果目標 (障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標)

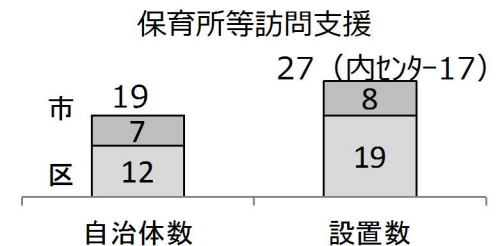
1 児童発達支援センター

地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要
 ⇒ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本



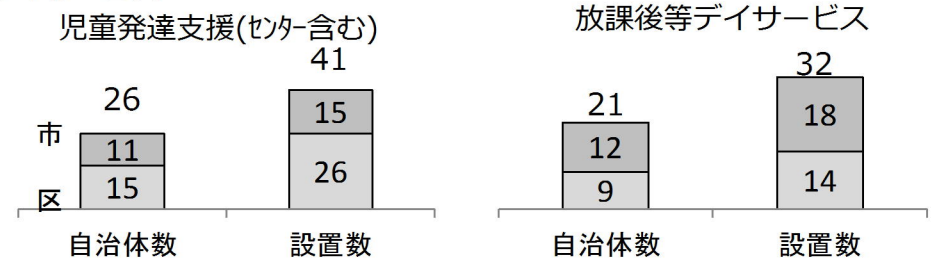
2 保育所等訪問支援

障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本



3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス

平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本



4 医療的ケア児支援の協議の場の設置

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本

<設置状況> 5自治体(2区・3市)

■基本的理念

◆障害児の健やかな育成のための発達支援

- 障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育ちを支援
- 障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」）の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る
- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る
- 障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進

■障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る

1 地域支援体制の構築

- 障害種別や年齢別等のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備
- 児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設として位置付け、障害児通所支援等の事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図る
- 障害児通所支援事業所及び障害児入所施設は、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- 障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所等の子育て支援施策との緊密な連携を図る
- 障害児の早期の発見・支援、健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図る
- 就学時及び卒業時に支援が円滑に引き継がれるよう、学校、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等と緊密な連携を図る

3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

- 保育所等訪問支援を活用し、保育所等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(1) 重症心身障害児に対する支援体制の充実

○身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、地域における課題整理や地域資源の開発等を行いながら支援体制の充実を図る

(2) 医療的ケア児に対する支援体制の充実

○身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図る

○保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築する

○市町村は、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進

(3) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の整備

○障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る

(4) 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備

○障害児入所支援において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努める

5 障害児相談支援の提供体制の確保

○障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担う

○質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る